



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277

FAX: 03-3526-4276

担当: 津坂

賞与の一部を現金で手渡ししてほしいと希望する労働者への対応は？

今回のあおぞらレターでは、いつもと違う賃金の支払い方法を希望する労働者への対応について、労働基準法で定められている「通貨払いの原則」から考えてみたいと思います。

「賃金の支払いの5原則」とは？

賃金の支払いには、労働基準法で定めた次の5原則があります。

- (1) 通貨で支払うこと
- (2) 直接本人に支払うこと
- (3) 全額を支払うこと
- (4) 毎月支払うこと（給与のみ）
- (5) 一定期日で支払うこと（給与のみ）

「通貨払いの原則」について

上記の(1)通貨払いの原則 については、次のような例外が認められています。

(例外)

- 労働協約に定めて現物を給付
- 労働者の同意を得て、金融機関の預金口等へ振込み

賃金の口座振込み等については、平成19年9月30日（基発0930001号）にて次の内容が定められています。

1. 口座振込み等は、書面による労働者の申出または同意により開始し、書面には口座振込みをする賃金範囲・金額と口座番号等・開始時期を記載すること
2. 従業員の過半数労働組合または従業員の過半数を代表する者と次について協定を締結すること
 - (1) 口座振込み等の対象労働者の範囲
 - (2) 口座振込み等の対象となる賃金の範囲・金額
 - (3) 取扱い金融機関等の範囲
 - (4) 口座振込み等の実施開始時期

- 今回のように通常と支払方法を変える場合には、労働者に書面を提出させ、また、予め締結した労使協定の内容に問題ないか確認しましょう。
- 振込み口座に関しては労働者に書面を提出させている企業が多いとは思いますが、労使協定と合わせてこの機会に実務上の手続きをしっかりと確認しましょう。

賞与の一部現金手渡し？

先例聞いたことがない

通貨や直接払いとの関係は

問 賃金の計算・支払事務を担当しています。中途採用の男性から、「今年のボーナスだけ、10万円だけ現金で渡してほしい」と頼まれました。先例を聞いたことがありませんが、依頼のとおり処理して問題ないでしょうか。本人からは上司には内緒にしてほしいと頼まれました。先例を聞いたことがありません。

新たな振込同意書が必要

答 賞与は、臨時に支払われる賃金その他と同様に毎月払い・一定期日払いの原則は適用されません（労基法24条2項）。しかし、月例賃金と同様に、通貨払い・直接払い・全額払いの対象とされています。お尋ねの問題については、まず「通貨払い」の原則を逸脱しないかという点を確認する必要があります（平19・9・30基発0930001号）。

①口座振込み等を希望する賃金の範囲・金額
②指定する金融機関・口座番号等
③開始希望時期
モデル様式では、定期賃金・賞与について「〇〇円を除く金額」を記載するスタイルとなっています。

正式に言えば、入社時に本人からいただいた同意書を破棄（あるいは保留）し、賞与の振込金額（残りは現金支払い額）、新しい支払い方法の開始時期を記載した同意書を提出してもらい、保管します。

次に、「直接払い」の問題も考慮する必要があります。直接払いといっても、「事業主が労働者に現金を手渡すことを要求するのではなく、支払い補助者による一括支払い」も可能と解されています（労基法コメント）。直属の上司が補助者として本人に手交するのが、常識的な対応といえるでしょう。

平成26年7月14日付
労働新聞より



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277